

第6章 計画の推進体制及び進行管理

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとします。

なお、環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国及び他の地方公共団体と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みを推進します。

1 計画の推進体制

(1) 坂東市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「坂東市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取り組み方針等について提言等を行います。

(2) 坂東市環境保全推進委員会（仮称）

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課の職員で構成される「坂東市環境保全推進委員会（仮称）」を設置し、これを中心として関係部署との緊密な連携のもとに本計画に掲げる施策の推進及び総合的な調整を図ります。また、計画の進捗状況の点検・評価・見直しを行います。

(3) 坂東市の環境を良くする会（仮称）

環境基本計画の目標を実現させるため、坂東市環境保全推進委員会の協働組織である市民、市民団体、事業者による「坂東市の環境を良くする会（仮称）」を設置します。

この協働組織は、本計画の策定に協力いただいた環境活動の実績を持つ各種団体や事業者を中心に活動を開始し、市民、事業者及び関係団体それぞれが、本計画を推進していく上で必要な情報を共有し、その下で環境保全活動を効果的に実施できるようなサポートや体制づくりを行っていきます。

また、市全体に環境保全の環を広げるために、他団体の参加を促し、連携（ネットワーク）体制の確保に努めていきます。

計画の推進は、坂東市環境保全推進委員会との情報の共有を図りながら行うものとし、点検、見直し等の協力や提案等も行います。

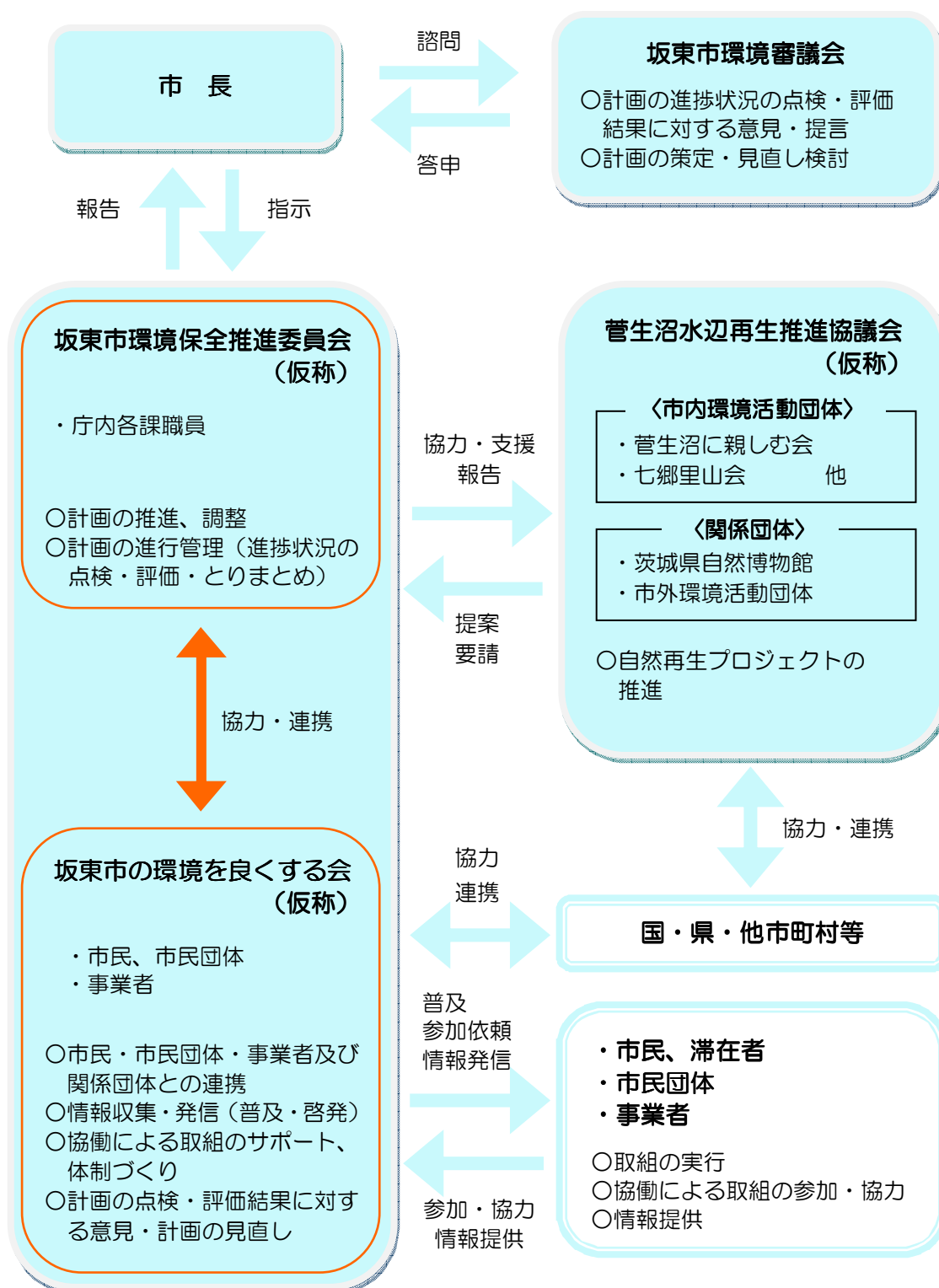
(4) 菅生沼水辺再生推進協議会（仮称）

本計画で掲げた自然再生プロジェクトを推進していくために設置する組織です。

本協議会は、菅生沼に特化していること、菅生沼が本市と常総市に位置すること、また、茨城県自然博物館をはじめ菅生沼をフィールドとして活動している県内外の関

係団体が数多く存在していることから、協働組織「坂東市の環境を良くする会(仮称)」からは独立しますが、協力・連携体制をもってプロジェクトを展開していきます。

◆計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

